

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっています。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきました。平成十二年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになりましたが、依然として刑事手続きからは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって切実な関与手段が全く認められていません。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、更に多大な負担を強いています。

以上のことは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければなりません。

国民の誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性がある以上、こうした不公正な取り扱いを是正し、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立のため、左記の事項を早急に実現するよう強く要請します。

記

- 一 犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 二 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 三 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。
- 四 犯罪被害者のための基本法を制定すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十六年十月十九日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣

法務大臣・国家公安委員会委員長・警察庁長官

あて